

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部  
改正に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和6年4月25日（木）～令和6年5月24日（金）まで

2 意見の件数

3件（意見提出者1人）

3 提出された御意見及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	国の基準に従った改正と見受けられるが、経過措置の「当分の間」については、いつまでと捉えているか。	経過措置の期間については、保育士等の確保の状況を見極める必要があることから、現時点で具体的な期限を明記することは困難ですが、保育士等の確保状況や国の動向を踏まえ、今後、判断していきます。
2	経過措置において、「現に存する施設等」の文言がないため、改正後の内容は、施行日以後に新たに整備する施設も含めて、「当分の間」は改正前の配置基準でも良いように捉えられるが、どのように整理しているか。	経過措置の対象については、保育士等の確保の状況を見極める必要があることから、施行日以後に新たに整備する施設も含めて、県内において一律に適用させてまいります。
3	この基準に基づき設置される施設に対し、この改正を踏まえた新たな配置基準について、どのように指導していくのか。	施設に対する監査の実施に併せて状況確認等を行うほか、公定価格の加算措置を活用して職員配置の改善を積極的に進めるよう、市町村を通して助言・指導を行ってまいります。